北緯十九度四十五・九〇分東経六十二度二十五・九七分の点
北緯十八度四十九・九二分東経六十二度二・九四分の点
北緯十七度四十四・三六分東経六十一度五・五三分の点
北緯十六度四十三・七一分東経六十度二十五・六二分の点
北緯十六度三・九〇分東経五十九度三十二・二四分の点
北緯十五度十五・二〇分東経五十八度五十八・五二分の点
北緯十四度三十六・九三分東経五十八度十・二三分の点
北緯十四度十八・九三分東経五十七度二十七・三分の点
北緯十四度十一・五三分東経五十六度五十三・七五分の点
北緯十三度五十三・八〇分東経五十六度十九・二四分の点
北緯十三度四十五・八六分東経五十五度五十四・五三分の点
北緯十四度二十七・三八分東経五十四度五十一・四二分の点
北緯十四度四十・一〇分東経五十四度二十七・三五分の点
北緯十四度四十六・二一分東経五十四度八・五六分の点
北緯十五度二十・七四分東経五十三度三十八・三三分の点
北緯十五度四十八・六九分東経五十三度三十二・七分の点
北緯十六度二十三・二分東経五十三度十四・八二分の点
北緯十六度三十九・六分東経五十三度六・五二分の点

12　「油分の瞬間排出率」とは、ある時点におけるリットル毎時による油分の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したものをいう。

13　「タンク」とは、船舶の常設構造物により形成され、及び液体をばら積みするように設計されている閉囲場所をいう。

14　「ウイング・タンク」とは、船側外板に隣接するタンクをいう。

15　「センター・タンク」とは、縦通隔壁の内側のタンクをいう。

16　「スロップ・タンク」とは、タンク排水、タンク洗浄水その他の油性混合物を集めるため特別に指定されたタンクをいう。

17　「クリーン・バラスト」とは、油の積載があつた後に清浄にしたタンクに積載したバラストをいう。ただし、そのタンクは、当該タンクのバラストが晴天の日に停止中の船舶から清浄かつ平穏な海中に排出された場合に視認することのできる油膜を海面又は隣接する海岸線に生じないほど、十分に清浄にされていることを条件とする。主管庁の承認する油排出監視制御装置を通じてバラストが排出される場合には、そのバラストは、油分濃度が百万分の十五以下であることの当該油排出監視制御装置に基づく証拠があることを条件として、視認することのできる油膜が生じた場合においてもクリーン・バラストとみなす。

18　「分離バラスト」とは、貨物油管系及び燃料油管系から完全に分離されているタンクであつてバラストの積載のため又は関係附属書に定義する油及び有害液体物質以外の貨物の積載のために常設されているものに積載したバラストをいう。

19　「長さ（L）」とは、キールの上面から測つた最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセントの長さ又はその喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された船舶にあつては、長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものとする。長さ（L）は、メートルで表す。

20　「船首垂線及び船尾垂線」とは、長さ（L）の前端及び後端における垂線をいう。船首垂線は、長さ（L）を測るための喫水線における船首材の前面と一致するものでなければならない。

21　「船舶の中央」とは、長さ（L）の中央をいう。

22　「幅（B）」とは、船舶の中央において、金属製外板を有する船舶にあつてはフレームの外面から外面まで、他の材料の外板を有する船舶にあつては船体の外面から外面まで測つた最大幅をいう。幅（B）は、メートルで表す。

23　「載貨重量（DW）」とは、指定された夏期フリーボードに対する満載喫水線において比重一・〇二五の海水における船舶の排水量と軽荷重量との差をトンで表したものをいう。

24　「軽荷重量」とは、貨物、燃料油、潤滑油、バラスト水、タンク内の清水及び養缶水、消耗貯蔵品並びに旅客及び乗組員並びにその手回品を除く船舶の排水量をメートル・トンで表したものをいう。

25　特定の場所の「浸水率」とは、その場所において水が占めると想定される容積のその場所の全容積に対する比率をいう。

26　船舶における「容積」及び「面積」は、すべての場合に、モールデッド・ラインまでの容積及び面積について計算する。

27　「検査基準日」とは、国際大気汚染防止証書（以下「証書」という。）の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

28.1　「千九百七十九年十二月三十一日以前に引き渡された船舶」とは、次の船舶をいう。

.2.1　千九百七十五年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれる船舶

建造契約がない場合には、千九百七十六年六月三十日以前にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶

.3.2.1　千九百七十九年十二月三十一日以前に引き渡しが行われる船舶

主要な改造が行われる船舶であつて次の条件を満たすもの

.4.3　改造契約がない場合には、工事の開始が千九百七十六年六月三十日以前であること。

.3.2.1　改造契約の締結が千九百七十五年十二月三十一日以前であること。

工事の完了が千九百七十九年十二月三十一日以前であること。

28.2　「千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡された船舶」とは、次の船舶をいう。

.2.1　千九百七十五年十二月三十一日後に建造契約が結ばれる船舶

建造契約がない場合には、千九百七十六年六月三十日後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶

.4.3　千九百七十九年十二月三十一日後に引渡しが行われる船舶

主要な改造が行われる船舶であつて次の条件を満たすもの

.3.2.1　改造契約の締結が千九百七十五年十二月三十一日後であること。

改造契約がない場合には、工事の開始が千九百七十六年六月三十日後であること。

工事の完了が千九百七十九年十二月三十一日後であること。

28.3　「千九百八十二年六月一日以前に引き渡された油タンカー」とは、次の油タンカーをいう。

.2.1　千九百七十九年六月一日以前に建造契約が結ばれる船舶

建造契約がない場合には、千九百八十年一月一日以前にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶

.4.3　千九百八十二年六月一日以前に引渡しが行われる船舶

主要な改造が行われる船舶であつて次の条件を満たすもの

.3.2.1　改造契約の締結が千九百七十九年六月一日以前であること。

改造契約がない場合には、工事の開始が千九百八十年一月一日以前であること。

工事の完了が千九百八十二年六月一日以前であること。

28.4　「千九百八十二年六月一日後に引き渡された油タンカー」とは、次の油タンカーをいう。

.2.1　千九百七十九年六月一日後に建造契約が結ばれる船舶

建造契約がない場合には、千九百八十年一月一日後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶